

第 20 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年2月14日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（16名）

2番	高橋 基	3番	渡邊 隆文	4番	立原 清子
8番	一木 克昭	10番	安藏 久男	11番	皆川 重文
12番	浅井 紘一	13番	市村 正司	14番	吉澤 勇
15番	笹沼 恭一	16番	関 成一	18番	伊藤 明美
19番	軍地 美代	20番	高安 幸一	23番	小島 雄一
24番	外岡 健寿				

欠席委員（8名）

1番	江橋 健男	5番	今関 征一	6番	深谷 泉
7番	飛田 信広	9番	雨谷 克己	17番	皆川 晃
21番	加倉井 幸夫	22番	大圖 金雄		

事務局

事務局 長	横山 英雄	次 長	吉川 正浩
次長 補佐 兼 調査 広報 係 長	小野 克也	農地 係 長	谷津 知一
農地 係	江幡 清美	農地 係	関 拓也
農地 係	塚田 一平		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農地法第3条第2項第5号下限面積の見直しについて
- 議案第8号 特定農地貸付けの承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第7号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第8号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日、出席予定の委員の皆様、全員ご出席でございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

昨日も雪になりまして、湿潤した雪が2回ほど降りました。先ほどどなたかが車のタイヤをスタッドレスに替えたというような話をされておりましたが、足元の悪い中、皆様本当に出席いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染状況は、1か月前と現在とでは雲泥の差があり、昨日の報道では1,170人～1,180人ほど新規陽性者が出ておりました。なかなか茨城県は、状況が良くなっていかないということもありますので、しばらくの間、このように参集委員を減じて総会が行われるのではないかと考えておりますので、どうぞ皆様よろしくご協力をお願いいたします。

そういう中で、現在開催中の北京オリンピックも後半に向かうわけですが、今のところ日本は金2つ、銅が6つ、銀が4つということで、12のメダルを獲得しているようでございます。今朝のニュースでありましたが、夏と冬が同じ都市で行われるのが北京だけだそうです。他にも、1歳位の男の子がまだ歩けません、スノーボードで滑っているというような映像を拝見しまして、何か微笑ましく感じた一時でした。

本日は雪も残っているということもありまして、スピーディーに審議を進めたいと思いますので、皆様よろしくご協力をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第20回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 それでは、ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

18番の伊藤明美委員，そして19番の軍地美代委員，よろしくお願ひいたします。

初めに，議案の訂正がありますので，事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので，お手元の第20回総会訂正表と記載された用紙をご覧ください。

案件は議案書の5ページになります。

議案第1号 農地法第3条の第22項で，表の下から2段目になります。渡人の名前が誤っておりました。正しくは，訂正表にある訂正後の記載のとおりです。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

以上です。

議 長 次に，審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第20回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が23件，農地法第4条の審議案件が4件，農地法第5条の審議案件が11件，土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が9件，農地法第4条の届出が4件，農地法第5条の届出が12件，農地法第18条第6項の通知が1件，制限除外の農地の移動届出が1件，農地改良協議が1件，登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして71件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見ができませんので，調査の上，代理発言を16番，関成一委員にお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番, 軍地です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番, 皆川です。

この案件につきまして, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご意見よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろし
くお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項及び第8項は関連がございますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項と第8項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第7項，第8項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は自作地に隣接

または近接し、耕作に便利のため申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

第8項につきましては22番，大圖委員も関係していますが，まとめて発言いたします。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。22番，大圖委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

この案件は高橋基委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高橋基委員退席)

議 長 それでは、事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。この案件につきまして、2番、高橋委員の代理発言をいたします。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、許可と決定いたします。
それでは、高橋委員に着席を求めます。
(高橋基委員着席)

議 長 第12項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第13項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

ので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
るので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきましても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番, 市村です。

この案件につきまして, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番, 市村です。

この案件につきまして, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

この案件につきまして，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番，渡邊です。7番，飛田委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当かと思われますので，よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番, 渡邊です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当かと思われますので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番, 外岡です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第23項を上程いたします。

この案件は小島雄一委員に関係するので, 農業委員会等に関する法律第31条, 議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席をお願いいたします。

(小島雄一委員退席)

議 長 それでは, 事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

この件につきましても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。この案件は、17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。

この案件を調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可について上程をいたします。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。

この案件につきまして，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。この案件は17番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料さ

れます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われれます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ので、ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。

この案件を調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われませんが、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまして。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項は、鯉淵町の畑、面積が合計2,877平方メートルの土地について、土地現況証明願いがあり、農業委員3名で現地調査をしたところ、転用目的のとおりでありま

したので、証明を可としたものであります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に3名の農業委員に関係する案件があります。

まず、私が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席します。そのため、議長の職を渡邊会長代理に一時交代いたします。

(笹沼会長一時退席)

議 長 ただいま、議長の職を笹沼会長から一時引き継ぎました。

事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課、倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙2と別紙2の訂正をご覧ください。1件取り下げがございましたので、集計表は別紙2の訂正に差し替えをお願いいたします。また、取り下げ案件につきましては後ほどご説明いたします。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について、ご説明いたします。

笹沼委員に関わる利用権設定農地につきましてご説明いたします。対象農地につきましては、利用集積計画一覧の2ページ、12番の1筆になります。こちらは田で、設定面積は1,905平方メートルで、新規になり、設定期間は9年間、設定者1名、取得者1名になります。

利用権設定日は、令和4年2月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

それでは、笹沼委員に着席を求めます。

(笹沼恭一委員着席)

議 長 ここで議長の職を笹沼会長と交代をいたします。

議 長 ただいま議長の職を引き継ぎました。

それでは、次に、安藏委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、安藏委員に関わる利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の5ページ、36番、37番の計2筆になります。こちらは全て田で設定面積は3,080平方メートルで新規になり、設定期間は10年間、設定者2名、取得者1名になります。利用権設定日は令和4年2月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 次に、高安委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高安幸一委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、高安委員に関わる利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の5ページ、40番、6ページ、41番から44番、47番の計6筆になります。こちらは全て田で設定面積は4,281平方メートル、うち再設定は2,425平方メートル、設定期間は6年間、設定者1名、取得者1名、うち再設定の設定者1名、取得者1名です。利用権設定日は令和4年2月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安幸一委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 それでは、別紙2の訂正をご覧ください。

冒頭にご説明いたしました別紙2の訂正内容についてご説明いたします。

訂正内容は、利用集積計画の取下げでございます。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の6ページ、48番の1筆です。取下げ

理由は、耕作者から申出があったためでございます。

それでは、先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が5万4,663平方メートル、うち再設定が3万1,113平方メートル、畑が5万3,737平方メートル、うち再設定が1万8,718平方メートル、設定者31名、取得者16名、うち再設定の設定者6名、取得者5名です。利用権設定日は令和4年2月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては、田が2万5,943平方メートル、再設定が9,063平方メートル、畑が1万8,899平方メートル、全て再設定です。設定者1名、取得者4名、うち再設定の設定者1名、取得者3名です。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和4年4月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画書案の一覧につきましては、次のページから記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしで回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

議案第7号 農地法第3条第2項第5号下限面積の見直しについてを上程します。事務局から説明させます。

事務局 資料は別紙4になります。

まず初めに、下限面積は昭和45年に40アールに設定して以降、現在まで40アールのまま推移してきました。毎年行う農地利用状況調査による荒廃農地の増減に伴い、耕作面積が変わることが考えられるため、その結果も考慮してしております。

資料の1番、経営耕地面積規模別農家の状況をご覧ください。これは、2020年農林業センサスの結果を基に示しております。

表の1段目の区分をご覧ください。左側から経営耕地総面積、総農家数、経営耕地面積規模別経営体数とあります。経営耕地面積規模別経営体数の欄で、30アール未満と30アール以上(30～40アール)の欄をご覧ください。その最下段に割合を示してありますが、その割合は現行の下限面積40アール未満の面積で事業に供している者の数の割合です。

農地法においてこの割合が40%を下回らない割合とされており、基準の範囲内でございます。

続きまして、資料の2番、遊休農地・荒廃農地の発生・解消に関する調査の結果をご覧ください。

これは、令和3年度の農地利用状況調査の結果を示しております。分類ごとの面積

は、表に示してあるとおりでございます。

表の下側をご覧ください。農地面積に対する遊休農地・荒廃農地の割合が示してあります。その割合が約4%であることから、この調査結果を下限面積の設定で考慮するまでに至らないものと考えております。

以上のことから、現行どおり40アールを下限面積とする提案でございます。

以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、現行どおり下限面積は40アールとすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、現行どおり下限面積は40アールと決定いたします。

続きまして、議案第8号 特定農地貸付けの承認についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 議案第8号 特定農地貸付けの承認について、ご説明いたします。

お手元の資料別紙5をお開きください。

こちらは、市民農園開設の申請で、畑5,830平方メートルに112区画、2,240平方メートルを新設したいとの申請でございます。資料2ページをお開き下さい。開設場所につきましては、内原中学校の東800メートル程度の位置にございまして、市街地からの交通の便もよく、他の市民農園におきまして増設してもらいたいとの要望があることから、新たな市民農園につきましても多くの利用者がいるものと考えております。以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号、第8号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、以上をもちまして、第20回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時10分